

# 破天荒

教宣部

5053号

2018年  
12月 3日

化学一般京滋地本  
全竹中労働組合



# 職場の声 組合員の声

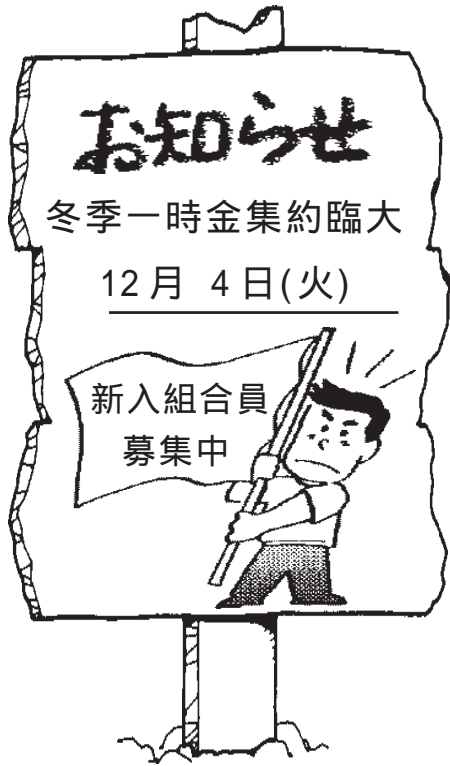
今年の団体交渉は終わりましたが、交渉中の会社側の発言や職場内での不満の声が多く聞かれます。

東野ビル

破天荒配布は迷惑？

会社の始業時間前に組合のビラ(破天荒)を個人の机の上に配布していることに對して、会社より「迷惑だ」との意見がある。会社としては職場秩序を乱す恐れがあるので許可できない」と申し入れ(口頭での)があった。

労働協約では組合文章の配布に関して「勤務時間外の工場前庭及び作業室の利用を許可する」となっている。



この工場前庭は四宮(東インター)のことで第2東野ビルではないという屁理屈、駐車場側はグループセンターの施設、ビルには全く別の会社(エクサイト)が入居しており通路や食堂等は共用スペースなので…とビラ配布を許可しない対応だ。

労働組合の職場内のビラ配布・社長のための労働相談マニュアルを見ると、「ビラ配布は施設管理権との関係は薄い」とされ、ビラを机の上に置かれたことによつて作業能率を低下させ企業運営に支障をきたしたと証明されれば職場秩序・企業秩序を乱したと言われても仕方ないが、一部の従業員が迷惑だと言っているのが許可しない理由になるのか疑問がある。

最高裁の判例「会社の敷地内であっても、会社の正門と歩道の間でのビラ配布

は、会社の施設管理権を不当に侵害するものではない」「ビラ配布の態様・経緯・目的・ビラ内容などを総合的に勘案して判断される」机の上に配布されるのが迷惑なら、ビル入口で配布を許可するか、ビラを置いて自由に持っていく(椅子一個でOK)のような方法を許可してほしいと思う。

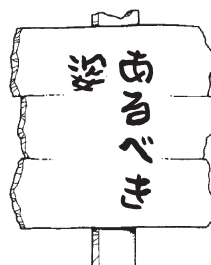
迷惑だ、職場秩序を乱すと言つたたちはビラの内容が不満なのでしょう。「年次有給休暇は自由に取れませぬ」「サービス残業は犯罪に加担してませぬ」「パワハラのない職場環境を作りませぬ」などが受け付けられない。その人たちが年休を取らない取らせない、残業を申告させない、パワハラをしていいる、つまり企業秩序を乱しているのだと思う。

職場実態からの意見、法律から見た竹中の実態、団体交渉の報告などの内容が企業秩序を乱すという判断を裁判所はしない。組合は、コンプライアンスのある、明るく働き易い職場を目指していくために、労働条件向上のために運動している。そのため破天荒を配布していく。

奉仕残業

相変わらず、定時後タイムカードを打刻して再びデスクに戻る方、居られますよねえ。これを読んでいるアナタのことですよ。会社には決められた就業時間が存在します。サービス残業は違法です。許されることはありません。

「またはポイント稼ぎ？」からの行動かとも思いますが前述のとおり、違法であり周りの他の社員からすれば迷惑です。「サービス」なんて言葉を使うからイイことしてる錯覚に陥つてるのでしようか、「時間外無賃強制労働」とでも言えば労使共に罪の意識も少し芽生えませうでしょうか。



部門長会議について

もはや部門長とは名ばかりで、部課長(代)会議となつて久しいが最近はその会議が開催されない、聞けば「諸問題解消が優先のため」だとか。その諸問題解決するのにわざわざ高コスト掛けて毎月集まつたのではなかったの？